

令和6・7年度

定款・財務等検討委員会 答申

役員等の選任における所掌事務に関する諸規程の見直し  
及び公益法人認定法改正法施行に伴う定款・諸規程の検討について

令和7年12月

令和7年12月4日

福岡県医師会  
会長 蓮 澤 浩 明 殿

定款・財務等検討委員会  
委員長 島田 昇二郎

## 答 申

定款・財務等検討委員会では、貴職からの諮問「役員等の選任における所掌事務に関する諸規程の見直し及び公益法人認定法改正法施行に伴う定款・諸規程の検討について」（令和7年1月23日付）検討を行ってまいりました。

「役員等の選任における所掌事務に関する諸規程の見直し」については中間答申として既に取りまとめておりますが、この度公益法人認定法改正法施行に伴う定款・諸規程について、委員会の見解を取りまとめました。

定款・財務等検討委員会

委員長 島田昇二郎  
委員 穴井 堅能  
菊池 仁志  
岩見 元照  
太田 和夫  
篠原 俊  
辻 裕二  
桑野 恭行

## 目 次

I	公益法人認定法改正法施行に伴う対応について	1
II	外部理事について	1
III	外部監事について	2

## **I 公益法人認定法改正法施行に伴う対応について**

令和7年4月1日に公益法人認定法改正法が施行され、今回の改正においては、財務規律の柔軟化・明確化、行政手続きの簡素化・合理化、透明性・信頼性向上の3つの柱に沿った対応が求められた。

3つ目の、透明性・信頼性向上に関しては、公益法人として理事会や監事とその機能を発揮する上で、法人外部からの視点を取り入れるために1名以上の外部理事・外部監事を選任することが公益認定の基準に追加された。

本委員会として公益法人協会や日本医師会、都道府県医師会の動向を踏まえて、定款等の変更を含めて慎重審議を行った。以下Ⅱ・Ⅲに審議結果を踏まえ提言する。

## **Ⅱ 外部理事について**

外部理事の人数、人選、選出方法について、認定法をはじめ選任要件等を勘案し以下について提言する。

- ① 現在、会長・副会長以外の全理事が業務執行理事であり外部理事としての選任要件を満たす理事がないため、外部理事の枠として1名増員する。(第294回定例代議員会において定款変更済)
- ② 現在、医師会の喫緊の課題である組織強化・地域連携の観点から、地域医療の現場を踏まえた視点を理事会に反映するため、外部理事は勤務医とする。
- ③ 選出方法について、ブロック医師会持ち回り、本会勤務医部会委員会の中から選出、大学関係者から選出などの案を中心に検討を行い、いずれも外部理事として、一定の妥当性と課題を有しているが、医療情勢や本会の組織運営上の公平性・継続性等を総合的に勘案する必要があるとあり、勤務医会員の中から候補者を会長が指名する方法を基本とすることが妥当と考える。
- ④ 外部理事は、形式的・名誉的な役職とならぬよう、本会の意思決定や事業運営において専門的見地から積極的に関与いただけるよう、役割と責任を明確にする必要がある。
- ⑤ 会長が指名した場合でも、他の会員からの立候補を妨げるものではなく、立候補があった場合には定款および選挙規程に則り選任される必要がある。

### **Ⅲ 外部監事について**

外部監事の人数、人選、選出方法について、認定法をはじめ選任要件等を勘案し以下について提言する。

- ① 監事は、法人業務が法令定款等に従って適正に行われているか、理事会が正しい意思決定を行っているかを監査する必要があり、理事会への出席義務があり、その責務は極めて重大である。
- ② 現状3名の現行の定数内で外部監事を1名位置づけることは可能であり、また意思決定においては奇数が望ましいと考える。
- ③ よって今回の公益法人認定法改正法が施行に伴う監事の増員は行わない。
- ④ 外部監事も、外部理事同様、形式的・名譽的な役職とならぬよう、その役割と責任を明確にする必要がある。